

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 5 月 2 6 日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和 7 年第 4 号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 5 月 2 6 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成29年11月中旬頃から令和 4 年 1 月27日までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
指定暴力団住吉会向後睦会神田組の幹部である被告人が、東京都内の神田地区等において、いわゆる縄張であることを誇示し、みかじめ料名目で飲食店等から金銭を脅し取った行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 東京都内の神田地区、御茶ノ水地区、水道橋地区、飯田橋地区及び東京駅皇居側一帯で行われている
 - (2) 上記(1)の地域が縄張であるかのように誇示している
- 5 開始決定の時点における給付資金の額 金40万5000円
- 6 支給申請期間 令和 7 年 5 月 2 6 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 裁判所名 東京地方裁判所
 - (2) 裁判年月日 令和 6 年 1 月22日（同年 2 月 6 日確定）
 - (3) 被告人氏名 杉 潤二こと佐々木 淳二こと高橋 淳二
 - (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

被告人は、当時指定暴力団住吉会向後睦会神田組の幹部であったが、みかじめ料名目で金銭を脅し取ろうと考え、

- ① 同組の組長であった佐々木操と共謀の上、平成 3 0 年 1 0 月初旬頃、東京都千代田区神田三崎町先路上又は同区神田三崎町「みとや水道橋店 A 館」非常階段のいずれかにおいて、暴力団が同所周辺を縄張であるかのように誇示して飲食店等にみかじめ料の支払を要求していると認識し、その身体及び店長を務めていた居酒屋である店舗の営業等にかねる危害を加えかねない氣勢を示されるなどして佐々木操を怖がっていた被害者に対し、被告人において、顔面や首筋等の入れ墨を示して、「おやじの代わ

りだ」などと言い、暴力団構成員である被告人が佐々木操の代理としてみかじめ料を徴収するために同所周辺を回っているかのように誇示して暗に金銭の交付を要求し、もしその要求に応じなければ、被害者の身体及び店舗の営業等にいかなる危害を加えかねない氣勢を示して被害者を怖がらせ、よって、平成30年10月初旬頃から令和2年6月初旬頃までの間、各交付場所のいずれかにおいて、19回にわたり、被害者から現金合計28万5000円の交付を受け

- ② ①の犯行に引き続き、令和2年7月初旬頃から令和3年2月初旬頃までの間、各交付場所のいずれかにおいて、8回にわたり、①のとおり被告人を怖がっていた被害者から現金合計12万円の交付を受け

これらを脅し取った。

(罪 名) 恐喝

- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。